

# 2019年 第2回 環境委員会 議事録

**日時** 2019年8月31日(土) 19時00分～20時00分  
**場所** 新千里東町会館 1階集会室  
**出席者** 総数 130名中、出席者 11名  
勝久(委員長)、和田(副委員長)、小川、福岡正、井上、池田、近藤、中山、  
青木、木下、三村、勝久美(事務スタッフ)  
(欠席: 埜口、日高)

## 報告事項

### A: 危険木の伐採に関して

- ・桜ヶ丘とメゾン千里 D7棟の松の木、こぼれび通りのニセアカシアの伐採を完了しました。
- ・竹林の中の危険木は高所作業者の介入が難しいため、かぐやの活動の中で可能な範囲で解体していく予定と報告がありました。

### B: こぼれび通りの舗装復旧に関して

- ・舗装工事のお知らせ参照 ベンガラ色(オレンジ色)の舗装になります。
- ・阪急ホテル裏の駐輪場付近に酷い水たまりが広範囲にあります。8月28日より舗装工事を実施していますが、改善したか工事後様子をみていく予定です。

### C: まち美化活動協定締結

- ・6月25日に認定され、認定書が7月1日に交付されました。
- ・毎月第4日曜日に実施しているアダプト清掃には、現在毎月100名程度参加してくださっています。自由参加ですが、健康維持・美化意識向上の目的もありますので、これからも地域全体で取り組んでいきたいです。
- ・個人で自主的にされている方もいますが、署名(小学校で実施)があれば保険適応となります。
- ・まち美化活動の資料は配布可能(理事会で配布済み)です。

### D: アダプト清掃、竹林整備活動

- ・アダプト清掃は第4日曜日実施しています。
- ・かぐやの活動は暑さのため8月は中止しました。

## 議事

### 1. これからの東町の町づくりに於ける中長期ビジョンの検討について

問題点として、共有層(バリアフリー等)が追い付いていない、防犯面が気になる、倒木による重大事故のリスクがある等の意見がありました。倒木に関しては、木が電線に接触している場所があります。また、昨年の地震では停電の被害があり、今後停電や断水の可能性もあるとの指摘がありました。更に、ビジョンに関してどこまでの規模を豊中市が求めているのか明確にしてほしいとの意見もありました。商業圏となる部分も含め、将来状況変化に対応できるように長期スパンに伴った町の整備が必要です。

どのようなビジョンを形成していくのか掘り下げていく必要があります。

→アンケート（資料参照）実施予定です。アンケートを実施することで様々な場所の情報を収集できるメリットがあります。12月までに全戸配布予定をしています。

アンケートについて

アンケート（たたき台ベース）参照。項目に公園を追加してはどうか、質問項目が多くあると答えづらいため、項目は資料のままで、その他で幅広い意見を回収できるのではないかと意見がありました。また、回収率が高いほうが良いため、回収方法を工夫する必要があります。アンケートに記載されたものはあくまで参考であり、住民一人ひとりの声が町をよくしていく事、全てが実現できるわけではない等の文言を記載しておく必要があります。

→ウェブの活用など自治会のメンバーに負担をかけないシステムが必要です。25%の回収率を目指していきます。次回までに回収方法をマンション独自で考えてくることになりました。

## 2. 自転車の危険運転に関する検討

町内に於いて自転車の運転が危険な人がいます。（特にもみじ橋通りは坂続きでスピードが出るので非常に危険）道路に高低差をつけ、物理的に速度減速できる方法もあるがバリアフリーで障害となるため導入は難しいです。自転車は本来車道を通る必要がありますが、歩道を通ることも生活上必要であり、自転車運転者のマナーが重要であるとの結論に至りました。自転車を使用する人もしない人も、自分たちだけでなく子供・高齢者による重大事故・多大な損害賠償の可能性があることがあることを認識してもらうことが重要です。また、保険加入の必要性を訴えていく必要があります。自転車に乗る子供たちに関しては、親の上記のような認識が必要となるため、小学校と連携して対策をたてていく方が良いのではとの意見がありました。現在、大阪府が自転車の危険運転ワースト1位です。速度だけでなくスマホ運転等の危険を再認識してもらうために、ビラやポスターを警察のHPからダウンロードし、啓発していく予定です。

## 3. その他

・まち美化に関して

豊中市が看板をA3タイプで10枚ほど作成予定です。

文言と絵は自由に変更でき、文言は「みんなで創るきれいな町」「なくそうポイ捨て、創ろうきれいな東町」に決定しました。絵に関しては子どもの描いた絵、もしくは著作権フリーのイラストを看板に使用していくのはどうかとの意見がありました。子どもの描いた絵に関しては、より関心が向く、絵を描くこと自体も啓発となるという意見に対し、学校に依頼すると負担が大きい、集会室の前で募集するのは必要枚数集まらなかった際にどうするかとの意見があり、著作権フリーのイラストを使用することに決まりました。

・安場橋西側下、側道部分の隆起した車道を補修しました。

次回環境委員会：11月16日（土）19時より 開催予定 東町会館1階集会室

- ・アンケート内容、アンケート回収方法
- ・危険木があれば報告してください

以上

## 環境委員会 6、7 月度報告

1. 先月の理事会にて報告しました、6 月 11 日に長谷池遊歩道の樹木の枝が落下した件ですが、17 日～業者が入り 19 日に伐採完了しました。
2. 前回承認された、まち美化活動協定は、豊中市と協定締結に向けて調整中です。また、協定締結後、美化・ポイ捨て禁止啓発の看板を豊中市で 10 枚作成頂けるとのことです。
3. 6 月 27 日に住民より、東町グラウンド北側（もみじ橋通り沿い）に落下しそうな枝があるとのメールがありましたが、場所の特定に時間がかかり 7 月 2 日に公園みどり推進課の職員 2 名と確認しました。高所作業車が必要なので、まち歩きで決定した樹木の伐採と同時に一括して除去するとの回答でした。  
ところが、7 月 6 日別の住民からの通報で、その枝が落下し道路を塞いでいるとのことでした。

現場確認に行くと、枝はグラウンドの土手に移動させてありましたが、5 メートル程あり、枝葉を落としてもかなりの重量がある大きな枝でした。解体して竹の集積場へ移動させました。

7 月 9 日公園みどり推進課に報告し、10 日に別紙のとおり対応がありました。

次回委員会 8 月日時未定

以上

# これからの東町のまちづくりに於ける中長期ビジョン アンケート（たたき台ベース）

\*以下のアンケートは新千里東町地域自治協議会が独自に行うものであって豊中市が関与するところではありません。

## 主旨

まち開き当初のニュータウン特有の団地群は、新たなマンションへと生まれ変わりましたが、公共の部分、元からあった自然の部分は50余年の年月を経て、くたびれている部分もあります。また、地域住民の構成、意識、ライフスタイルも大きく変化し、時代のニーズに合致していない部分も多々見受けられるのが現状です。（導線、バリアフリーなど）

年々発生件数・勢力が増す台風の猛威、老朽化した歩道をはじめ、生活環境、自然環境、公園設備（あり方も含む）、防犯、防災に関する事など、すべてが密接につながっている中、従来通り個々の・個別の対応を繰り返すばかりでは、いつまでも同じ対応の繰り返し、今後は全体のバランスが崩れるとの観点から、**東町トータルビジョン**を構築し、行政と協働を進めていくために、それぞれの分野・各項目について住民意識調査を行います。

（アンケートの内容は、1丁目商業施設、民地に関する事は除きます。）

\*行政それぞれの部署、東町地域内ともに、それぞれが情報共有（認識一致）が出来ていない部分もあるが、地域自治組織と行政の協働を円滑に進めるために、地域住民による合意形成と行政との認識を100%合致させていく=担当、人が変わっても情報（ビジョン）がブレない=単年度で達成するには無理なものが多々あるので、中長期ビジョンを元に複数年に渡って進めていくための施策。

アンケート調査（**原則全戸配布**）をもとに環境委員会で検討し、理事会の承認を経て（**地域合意形成**）、豊中市の関係部署（環境部公園みどり推進課、都市基盤部など）と東町に於けるトータルビジョンとして協議、調整を進めていくためのアンケートです。

## アンケート例

1. 街路灯に関する事（必要項目記載）はい、いいえ、自由記述形式？
2. 生活道路（段差、バリアフリーなど=生活道路の改善=利便性、福祉面での配慮）
3. 危険木（電線にかかる樹木に関して=防災面）
4. 植え込みなど（防犯対策）
5. その他、必要項目を追加

\*実行前には、行政立ち合いのもと住民説明会も必要であると思われる。

# 自転車の危険運転に関して

平成 27 年 6 月 1 日 道路交通法一部改正

危険運転を繰り返す自転車運転者に安全講習が義務付けられました

危険な交通ルール違反を繰り返して 3 年以内に 2 回以上検挙された自転車運転者には、各都道府県公安委員会から 3 ヶ月以内の指定された期間内に安全講習（3 時間・受講料 5,700 円）の受講が命じられます。受講命令に従わなかった場合は 5 万円以下の罰金となります。

## ■ 危険運転行為と交通ルール

### ① 信号無視（道路交通法第 7 条）

自転車は、道路を通行する際は、信号機等に従わなければいけません。

### ② 通行禁止違反（道路交通法第 8 条第 1 項）

道路標識等によりその通行を禁止されている道路、またはその部分を通行してはいけません。

### ③ 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）（道路交通法第 9 条）

歩行者のため通行禁止が標識で表示されている道路を自転車が禁止の対象から除外されている場合でも、歩行者に注意して徐行しなければいけません。

### ④ 通行区分違反（道路交通法第 17 条第 1 項、第 4 項または第 6 項）

歩道と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければいけません（ただし、自転車道があれば、自転車道を通行しなければいけません。また、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合等を除き、路側帯を通行することができます）。

道路では左側を通行しなければいけません。

安全地帯または道路標識等により車両の通行の用に供しない部分であることが表示されているその他の道路の部分に入ってはいけません。

### ⑤ 路側帯通行時の歩行者の通行妨害（道路交通法第 17 条の 2 第 2 項）

路側帯では歩行者の通行を妨げないような速度や方法で進行しなければいけません。

### ⑥ 遮断踏切立入り（道路交通法第 33 条第 2 項）

遮断機が閉じようとしている時、閉じている時、警報機が鳴っている間に踏切に入ってはいけません。

### ⑦ 交差点安全進行義務違反等（道路交通法第 36 条）

交差点を通行する場合において、付近に自転車横断帯があるときは、自転車横断帯を通行しなければいけません。また、信号機がない交差点等において、交差道路が優先道路であるときや狭い道路から広い道路等にでるときは、交差道路等通行する他の車両の進行を妨害しないようにするとともに、徐行しなければいけません。

さらに、交差点内を通行するときは、状況に応じて他の車や歩行者に注意してできる限り安全な速度と方法で進行しなければいけません。

⑧ 交差点優先車妨害等（道路交通法第 37 条）

交差点で右折する時に他の車両の進行を妨害してはいけません。

⑨ 環状交差点安全進行義務違反等（道路交通法第 37 条の 2）

環状交差点で他の車両の進行を妨害してはいけません。また、環状交差点に入る時は徐行しなければいけません。

環状交差点に入る時または通行する時に、車両または歩行者に注意し、安全に進行しなければいけません。

⑩ 指定場所一時不停止等（道路交通法第 43 条）

道路標識等により一時停止すべきとされているときは、一時停止しなければいけません。

⑪ 歩道通行時の通行方法違反（道路交通法第 63 条の 4 第 2 項）

歩道を走る際に指定部分を徐行しなければならず、また歩行者の通行を妨げるときは、一時停止しなければいけません。

⑫ 制動装置（ブレーキ）不良自転車運転（道路交通法第 63 条の 9 第 1 項）

前輪及び後輪にブレーキを備え付けていない自転車を運転してはいけません。

⑬ 酒酔い運転（道路交通法第 65 条第 1 項）

酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。

⑭ 安全運転義務違反（道路交通法第 70 条）

ハンドルやブレーキ、その他の装置を確実に操作し、かつ、道路、交通及び自転車等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければいけません。